

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通燃油費高騰緊急支援等事業(交通事業者の投資支援等)	<p>① 燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を図るため、環境対策、デジタル化対策、人材確保に向けた環境整備など、今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資に対して支援を行うとともに、交通事業者の運転士等の確保に向けた取組に支援を行う。</p> <p>② ・交通事業者の行う、今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資(環境・省エネ対策、デジタル化対策等)に係る経費の一部を支援、補助対象経費の2/3等 ・交通事業者の行う、運転士等の確保に向けた取組に係る経費を支援。補助率10/10。新規採用者×30万円を上限。 ③下記の合算 【交通事業者の行う、今後の持続可能な公共交通の実現に資する投資に係る経費の一部を支援：310,543千円】 バス(補助金)：196,350千円⇒執行見込の減により143,150千円 a. 車両補助：31.5社(事業者(申請見込))×5,000千円(補助上限)≒157,500千円 b. デジタル化(保有40台以上)：1社(申請見込)×50千円(補助上限/台)×150台(保有台数)＝7,500千円 c. デジタル化(保有40台未満)：41社(事業者数)×2,000千円(補助上限/社)×10% (申請見込)＝8,200千円 d. 人手不足対策：10件(申請見込件数)×2,000千円＝20,000千円 e. 県バス協会事務費：3,150千円 旅客船(補助金)：90,406千円⇒執行見込の減により73,403千円 a. 総トン数(申請見込)(10,809.6)÷5×40千円＝86,476千円 b. 県旅客船協会事務費：3,930千円</p> <p>タクシー：202,286千円⇒執行見込の減により93,990千円 a. 車両補助(兼合)：53.9社(兼合事業者(申請見込))×2,000千円(補助上限)≒107,800千円 b. 車両補助(兼用)：51.1社(兼用事業者(申請見込))×1,000千円(補助上限)≒51,100千円 c. デジタル化：904.8台(申請見込台数)×20千円(補助上限)≒18,096千円 d. 人手不足対策：10件(申請見込件数)×2,000千円＝20,000千円 e. 県タクシー協会事務費：5,290千円 【交通事業者の行う、運転士等の確保に向けた取組に係る経費を支援：30,200千円】 100人(新規採用者)×300千円＝30,000千円 事務費：200千円 ④県内のバス、旅客船、タクシー事業者</p>	R7.4	R8.3
7	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業	<p>①物価高騰、物流の2024年問題の影響を受ける県内中小トラック運送事業者に対して、適正な運賃の收受や運送・荷役等の効率化など、改正物流法への対応に必要なデジタル技術の導入を支援する。</p> <p>②県内中小トラック運送事業者への支援金及びトラック協会事務費</p> <p>③ <1者単独で導入する場合> ●ソフトウェア導入：33,000千円(＝3,000千円×33件×補助率1/3) ●車載器導入：25,500千円(＝4,500千円×17件×補助率1/3) <複数者で連携して導入する場合> ●小規模事業者(50両以下)同士の連携：54,000千円(＝5,400千円×15件×補助率2/3) ●51両以上の規模の事業者と小規模事業者の連携：33,000千円(＝(1,800千円×50両以下2者×補助率2/3+1,800千円×51両以上1者×補助率1/2)×10件) ●事務費：30,900千円(トラック協会間取) ④県内中小トラック運送事業者</p>	R7.4	R8.3
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	建設業担い手確保事業	<p>①担い手確保を目的として魅力向上・従業員定着等につながる労働環境の改善等に取り組み、新規雇用を拡大しようとする建設業許可を有する中小企業事業者に対し、労働環境改善費用等の一部を支援する。なお、中小企業等が労働環境の改善に取り組むことで持続的・継続的な人材確保を図り、企業活動の継続・発展による賃上げ原資の確保につなげるものであるが、物価や人件費が高騰する中で労働環境の改善に要する原資の確保が困難な状況でありこれを支援するもの。</p> <p>②労働環境改善経費、資格取得経費、現場見学会等開催経費、建設事業の生産性向上に関する講習会経費 ③25社×500千円程度＝12,500千円、10社×300千円程度＝3,000千円、10社×150千円程度＝1,500千円 ④労働環境の改善等に取り組み、新規雇用を拡大しようとする建設業許可を有する中小企業事業者</p>	R7.4	R8.3
9	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	航空会社等への物価高騰対策事業(国R6補正予算分)	<p>①国際定期路線を運航する航空会社への物価高騰対策支援</p> <p>②路線維持及び早期復便の支援に係る経費</p> <p>③・グランドハンドリング経費 98,000千円(294,000千円(延べ18か月分)×1/3 ・保安検査警備委託費 22,123千円(44,246千円(延べ18か月分)×1/2)</p> <p>④航空会社</p>	R7.4	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	県立学校燃料費高騰対策事業	<p>①社会情勢における燃料価格高騰を背景に、県立高等学校等において高騰している光熱費の価格上昇分について支援する。</p> <p>②各施設の光熱費(電気、ガス、灯油、重油)高騰分 ③各施設における(R7年度の1kW等の単価-R3年度の1kW等の単価)×R7年度使用量見込の額≒203,446千円 ④全県立学校</p>	R7.4	R8.3
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	文化施設光熱費負担軽減事業	<p>①燃料価格高騰を背景に、文化施設等において高騰している光熱費の価格上昇分について支援する。</p> <p>②各施設の光熱費(電気、ガス、灯油、重油)高騰分 ③各施設における(R7年度の1kW等の単価-R3年度の1kW等の単価)×R7年度使用量見込の額≒12,728千円 ④文化施設(歴史博物館、歴史民俗資料館等)</p>	R7.4	R8.3
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会教育施設光熱費負担軽減事業	<p>①燃料価格高騰を背景に、社会教育施設において高騰している光熱費の価格上昇分について支援する。</p> <p>②各施設の光熱費(電気、ガス、灯油、重油)高騰分 ③各施設における(R7年度の1kW等の単価-R3年度の1kW等の単価)×R7年度使用量見込の額≒1,803千円 ④社会教育施設(福山少年自然の家)</p>	R7.4	R8.3

13	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援事業(1)	<p>①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により電気料金(低圧契約・高圧契約)の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている特別高圧契約により受電した電気を使用する物価高騰等の影響を受ける県内中小事業者等に対し、電気料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。</p> <p>②特別高圧で受電している中小企業等、特別高圧で受電している工業団地・商業施設等に入居する中小企業等に対して、負担軽減のための支援金を支給</p> <p>③支援額 (支援金)※No.14と合算(293,040千円のうち293,039千円) ○ 過去5年間の広島県内特別高圧需要実績を比較すると、年によっておおむね5%程度の増減がある。 ○ この状況を踏まえ、過去の支援金申請実績に1.05倍を乗じて積算 R5.7 74,445,048円 R5.8 85,608,688円 R5.9 73,441,812円 計 233,495,548円 233,496千円(第1期実績)×1.05倍=246,000千円……① (事務局経費) ○ 現在契約中の事務局経費金額が1か月あたり、7,840千円 ○ 今回の経済対策に係る支援金事務(令和7年7月~9月分)については、令和7年8月から令和8年1月までの6か月で積算 ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 7,840千円×6か月=47,040千円……② 【合計】 ①+②=293,040千円 ④特別高圧契約により受電した電気を使用する県内中小事業者等</p>	R7.7	R8.1
14	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援事業(2)	<p>①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により電気料金(低圧契約・高圧契約)の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている特別高圧契約により受電した電気を使用する物価高騰等の影響を受ける県内中小事業者等に対し、電気料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。</p> <p>②特別高圧で受電している中小企業等、特別高圧で受電している工業団地・商業施設等に入居する中小企業等に対して、負担軽減のための支援金を支給</p> <p>③支援額 (支援金)※No.13と合算(293,040千円のうち1千円) ○ 過去5年間の広島県内特別高圧需要実績を比較すると、年によっておおむね5%程度の増減がある。 ○ この状況を踏まえ、過去の支援金申請実績に1.05倍を乗じて積算 R5.7 74,445,048円 R5.8 85,608,688円 R5.9 73,441,812円 計 233,495,548円 233,496千円(第1期実績)×1.05倍=246,000千円……① (事務局経費) ○ 現在契約中の事務局経費金額が1か月あたり、7,840千円 ○ 今回の経済対策に係る支援金事務(令和7年7月~9月分)については、令和7年8月から令和8年1月までの6か月で積算 ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 7,840千円×6か月=47,040千円……② 【合計】 ①+②=293,040千円 ④特別高圧契約により受電した電気を使用する県内中小事業者等</p>	R7.7	R8.1
15	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	LPガス料金高騰対策支援事業(1)	<p>①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により都市ガス料金の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている家庭業務用LPガスを使用している物価高騰等の影響を受ける一般消費者に対し、LPガス料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。(広島県LPガス協会へ申請受付・審査事務を委託し実施)</p> <p>②家庭業務用LPガスを使用している県内の一般家庭及び中小企業等の負担軽減のため、LPガス販売事業者を通じた値引きを実施</p> <p>③支援額 (支援金) ※No.16と合算(342,500千円のうち342,499千円) 550,000世帯(過去実績)× (140円(単価)×2か月(令和7年7月・9月)+170円(単価)×1か月(令和7年8月)) =247,500千円……① (事務局経費) 第1期、第2期の実績をもとに積算 45,000千円……② (協会の人件費等:5,000千円、事務委託の人件費等:40,000千円) ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 (販売事業者手数料) 50,000千円……③ 【合計】 ①+②+③=342,500千円 ④家庭業務用LPガスを使用する県内一般家庭、中小企業等</p>	R7.7	R8.2

16	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	LPガス料金高騰対策支援事業(2)	<p>①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により都市ガス料金の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている家庭業務用LPガスを使用している物価高騰等の影響を受ける一般消費者に対し、LPガス料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。(広島県LPガス協会へ申請受付・審査事務を委託し実施)</p> <p>②家庭業務用LPガスを使用している県内の一般家庭及び中小企業等の負担軽減のため、LPガス販売事業者を通じた値引きを実施</p> <p>③支援額(支援金) ※No.15と合算(342,500千円のうち1千円) 550,000世帯(過去実績)× (140円(単価)×2か月(令和7年7月・9月)+170円(単価)×1か月(令和7年8月)) =247,500千円…① (事務局経費) 第1期、第2期の実績をもとに積算 45,000千円…② (協会の人件費等:5,000千円、事務委託の人件費等:40,000千円) ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 (販売事業者手数料) 50,000千円…③ 【合計】 ①+②+③=342,500千円 ④家庭業務用LPガスを使用する県内一般家庭、中小企業等</p>	R7.7	R8.2
17	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	広島県公立大学法人光熱費高騰臨時対策事業	<p>①社会情勢における燃料価格高騰を背景とした光熱費高騰により、法人の大学運営に影響が生じていることから、県立大学として教育、研究、社会貢献に継続して取り組めるよう、光熱費高騰分について支援する。</p> <p>②燃料価格高騰に伴う光熱費上昇影響額</p> <p>③影響額=(R7見込単価-R3単価)×R7見込使用量 ※R7見込単価・使用量は、直近1年間の実績を基に算定 [対象施設]広島県公立大学法人が運営する2大学 [内訳] 県立広島大学:電気65,372千円+ガス6,816千円=72,188千円 敬啓大学:電気4,202千円+ガス679千円=4,881千円 ④広島県公立大学法人(県立広島大学、敬啓大学)</p>	R7.4	R8.3
18	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	航空会社等への物価高騰対策事業(国R7予備費分)(1)	<p>①国際定期路線を運航する航空会社への物価高騰対策支援</p> <p>②運航再開等に係るグランドハンドリング・保安検査経費</p> <p>③影響額=(R1の経費×物価高騰率)×2/3 ・グランドハンドリング経費 16,546千円 ・保安検査警備委託費 6,083千円 ④航空会社</p>	R7.11	R8.4以降
19	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県産日本酒生産支援事業(1)	<p>①酒米仕入れ価格の高騰に直面する県内酒蔵(＝中小企業等)の経営を緊急的に支援する。また、国際的な醸造酒の品評会の県内開催を通じて、県産日本酒のブランド価値の発信と、県産日本酒の価格転嫁や消費拡大を支援する。 ※IWCの開催により、日本酒のブランド価値、商品価値を高めることで、物価高騰に対応した適正な価格転嫁につなげる。</p> <p>② 【県内酒米の高騰対策】 ・県産酒米購入費用の一部 【消費拡大】 ・国際的な醸造酒の品評会(IWC)を本県で開催するための負担金 ③No24と合算 【県内酒米の高騰対策】 ・(令和7年産酒米単価-令和6年産酒米単価)×令和7年産酒米購入量×1/2以内の補助330,000千円、事務費5,000千円。 【消費拡大】 ・広島県酒造組合、広島県、東広島市、その他市町と実行委員会を立ち上げ事業実施を行う。過去、日本で実施された兵庫県、山形県を参考に品評会(IWC)主催者と協議し、県と市町との負担割合3:1で積算27,358千円。 ④物価高騰に直面する県内酒蔵等</p>	R7.10	R8.4以降
20	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	米国関税等緊急対策支援事業(海外販路拡大支援)	<p>①米国関税措置や物価高騰及びそれらに起因する影響がある中で、経営の安定化に向け、海外への販路拡大に取り組む県内中堅・中小企業を支援する。</p> <p>②海外への販路拡大にあたり必要となる費用</p> <p>③補助金:194,000千円、事務費:6,000千円(対象外経費を含まない。(会計年度任用職員の保険料諸収入:455千円))</p> <p>④広島県内に事業所を有する中堅・中小企業等であり、かつ次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1)米国の関税措置の影響を受ける製品等を直接的又は間接的に米国に輸出(当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。)していること (2)米国に拠点(ただし、補助事業者と同一の法人格であるもの)があり、関税措置の影響を受けること (3)新たに海外への販路拡大を行うこと</p>	R7.10	R8.4以降
21	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	米国関税等緊急対策支援事業(設備投資支援)	<p>①県内中堅・中小企業に対し、生産性向上のための設備投資や創エネ関連の設備投資に係る経費を助成することで、物価高騰や米国関税措置の影響を軽減し経営の安定化を図る。</p> <p>②生産性向上に資する設備投資費用、創エネ関連の設備投資費用</p> <p>③助成金:187,785千円(約23,500千円(過去の実績平均)×8社(想定)) 人件費:10,653千円(会計年度任用職員の経費。対象外経費を含まない。(会計年度任用職員の保険料諸収入:910千円)) 事務費:1,562千円 ④県内中堅・中小企業</p>	R7.10	R8.4以降

22	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)(国R6補正予算分)	①物価高騰において買上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な買上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な買上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める) ③価格転嫁分に相当する金額 150,000千円 工事(変更契約、再入札、その他) 10件 ④物価高騰の影響を受ける中小企業等	R7.4	R8.3
23	-	-	-	-	-
24	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県産日本酒生産支援事業(2)	①酒米仕入れ価格の高騰に直面する県内酒蔵(=中小企業等)の経営を緊急的に支援する。また、国際的な醸造酒の品評会の県内開催を通じて、県産日本酒のブランド価値の発信と、県産日本酒の価格転嫁や消費拡大を支援する。 ※IWCの開催により、日本酒のブランド価値、商品価値を高めることで、物価高騰に対応した適正な価格転嫁につなげる。 ② 【県内酒米の高騰対策】 ・県産酒米購入費用の一部 【消費拡大】 ・国際的な醸造酒の品評会(IWC)を本県で開催するための負担金 ③No19と合算 【県内酒米の高騰対策】 ・(令和7年産酒米単価-令和6年産酒米単価)×令和7年産酒米購入量×1/2以内の補助330,000千円、事務費5,000千円。 【消費拡大】 ・広島県酒造組合、広島県、東広島市、その他市町と実行委員会を立ち上げ事業実施を行う。過去、日本で実施された兵庫県、山形県を参考に品評会(IWC)主催者と協議し、県と市町との負担割合3:1で積算27,358千円。 ④物価高騰に直面する県内酒蔵等	R7.10	R8.3
25	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	航空会社等への物価高騰対策事業(国R7予備費分)(2)	①国際定期路線を運航する航空会社への物価高騰対策支援 ②路線維持及び早期復便の支援に係る経費 ③・グランドハンドリング経費 6,370千円(19,110千円(1か月分)×1/3) ・保安検査警備委託費 2,366千円(4,732千円(1か月分)×1/2) ④航空会社	R7.4	R8.4以降
26	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援事業(冬季分)(1)	①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により電気料金(低圧契約・高圧契約)の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている特別高圧契約により受電した電気を使用する物価高騰等の影響を受ける県内中小事業者等に対し、電気料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。 ②特別高圧で受電している中小企業等、特別高圧で受電している工業団地・商業施設等に入居する中小企業等に対して、負担軽減のための支援金を支給 ③No27と合算 支援額 (支援金) ○ 過去5年間の広島県内特別高圧需要実績を比較すると、年によっておおむね5%程度の増減がある。 ○ この状況を踏まえ、過去の支援金申請実績に1.05倍を乗じて積算 R7.1 144,470,001円 R7.2 145,926,697円 R7.3 50,285,074円 計 340,681,772円 340,682千円(第5期実績)×1.05倍=358,000千円……① (事務局経費) ○現在契約中の事務局経費金額が1か月あたり、7,840千円 ○今回の経済対策に係る支援金事務(令和8年1月~3月分)については、令和8年2月から令和8年7月までの6か月で積算 ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 7,840千円×6か月=47,040千円……② 【合計】 ①+②=293,040千円 ④特別高圧契約により受電した電気を使用する県内中小事業者等	R7.12	R8.4以降
27	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援事業(冬季分)(2)	①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により電気料金(低圧契約・高圧契約)の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている特別高圧契約により受電した電気を使用する物価高騰等の影響を受ける県内中小事業者等に対し、電気料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。 ②特別高圧で受電している中小企業等、特別高圧で受電している工業団地・商業施設等に入居する中小企業等に対して、負担軽減のための支援金を支給 ③No26と合算 (支援金) ○ 過去5年間の広島県内特別高圧需要実績を比較すると、年によっておおむね5%程度の増減がある。 ○ この状況を踏まえ、過去の支援金申請実績に1.05倍を乗じて積算 R7.1 144,470,001円 R7.2 145,926,697円 R7.3 50,285,074円 計 340,681,772円 340,682千円(第5期実績)×1.05倍=358,000千円……① (事務局経費) ○現在契約中の事務局経費金額が1か月あたり、7,840千円 ○今回の経済対策に係る支援金事務(令和8年1月~3月分)については、令和8年2月から令和8年7月までの6か月で積算 ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 7,840千円×6か月=47,040千円……② 【合計】 ①+②=293,040千円 ④特別高圧契約により受電した電気を使用する県内中小事業者等	R7.12	R8.4以降

<p>28</p> <p>⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p>	<p>LPガス料金高騰対策支援事業(冬季分)(1)</p>	<p>①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により都市ガス料金の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている家庭業務用LPガスを使用している物価高騰等の影響を受ける一般消費者に対し、LPガス料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。(広島県LPガス協会へ申請受付・審査事務を委託し実施)</p> <p>②家庭業務用LPガスを使用している県内の一般家庭及び中小企業等の負担軽減のため、LPガス販売事業者を通じた値引きを実施</p> <p>③No29と合算</p> <p>支援額 (支援金) 550,000世帯(過去実績)×1,800円(単価) =990,000千円…① (事務局経費) 第1期～第4期の実績をもとに積算 45,000千円…② (協会の人件費等:5,000千円、事務委託の人件費等:40,000千円) ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 (販売事業者手数料) 50,000千円…③</p> <p>【合計】 ①+②+③=1,085,500千円</p> <p>④家庭業務用LPガスを使用する県内一般家庭、中小企業等</p>	<p>R7.12</p>	<p>R8.4以降</p>
<p>29</p> <p>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p>	<p>LPガス料金高騰対策支援事業(冬季分)(2)</p>	<p>①国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により都市ガス料金の負担軽減策が実施されているが、その対象から外れている家庭業務用LPガスを使用している物価高騰等の影響を受ける一般消費者に対し、LPガス料金高騰の負担を軽減するための支援を実施する。(広島県LPガス協会へ申請受付・審査事務を委託し実施)</p> <p>②家庭業務用LPガスを使用している県内の一般家庭及び中小企業等の負担軽減のため、LPガス販売事業者を通じた値引きを実施</p> <p>③No28と合算</p> <p>支援額 (支援金) 550,000世帯(過去実績)×1,800円(単価) =990,000千円…① (事務局経費) 第1期～第4期の実績をもとに積算 45,000千円…② (協会の人件費等:5,000千円、事務委託の人件費等:40,000千円) ※臨時交付金の対象外としている地方公共団体の「任期の定めのない常勤職員の給料分」は含まない。 (販売事業者手数料) 50,000千円…③</p> <p>【合計】 ①+②+③=1,085,500千円</p> <p>④家庭業務用LPガスを使用する県内一般家庭、中小企業等</p>	<p>R7.12</p>	<p>R8.4以降</p>
<p>30</p> <p>①食料品の物価高騰に対する特別加算</p>	<p>私学振興補助金(学校給食等負担軽減事業)</p>	<p>①食材価格が高騰する中においても、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食等を実施するため、学校への支援を行うことで、保護者の負担軽減を図る。</p> <p>②学校給食等における米飯の値上げ相当額を補助する。</p> <p>③【対象者】 ・学校給食23校 (幼稚園17園、小学校4校、中学校1校、高等学校1校) ・寄宿舎20校 (小・中・高等学校20校)</p> <p>【補助単価】 ・単価上限:25円(1回あたりの米飯に係る金額の値上がり相当額)</p> <p>④私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置者 ※教職員の給食費は含まない。</p>	<p>R7.11</p>	<p>R8.4以降</p>
<p>31</p> <p>①食料品の物価高騰に対する特別加算</p>	<p>学校給食等負担軽減事業</p>	<p>①食材価格が高騰する中においても、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食等を実施するため、学校への支援を行うことで、保護者負担の軽減を図る。</p> <p>②学校給食等における米飯の価格上昇分</p> <p>③米飯1食あたりの価格上昇分(25円)に対象児童生徒数(34校・3,948人)に実施提供回数乗じて積算(補助単価×児童生徒数×提供回数)</p> <p>※教職員の給食費は含まない。</p> <p>④学校給食等を実施する県立学校</p>	<p>R7.12</p>	<p>R8.4以降</p>
<p>32</p> <p>⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備</p>	<p>賃上げ環境整備支援事業</p>	<p>①物価高等の影響を受けている中小企業等に対し、持続的に賃上げを実施できる環境を整備するために必要な設備投資等の取組を支援する。</p> <p>②国の業務改善助成金の上乘せ補助金及び会計年度任用職員経費。</p> <p>③補助金:52,500千円(420件×125千円=52,500千円)※国の業務改善助成金の交付決定状況等から想定。 人件費:3,269千円(会計年度任用職員の経費。対象外経費を含まない。(会計年度任用職員の保険料諸収入:246千円))</p> <p>④県内に事業所を有する中小企業等</p>	<p>R7.12</p>	<p>R8.4以降</p>
<p>33</p> <p>⑪推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業</p>	<p>競争力強化研究開発等支援事業</p>	<p>①長引く物価高や米関税措置による影響など、不確実性が高く、厳しい経営環境下においても、研究開発などの競争優位性獲得のための投資を減退させることなく、高付加価値な製品開発に加え、原価低減に向けた生産技術開発等を促進することにより、自動車を中心とした県内製造業者等の競争力強化を図る。</p> <p>②高付加価値な製品開発に加え、原価低減に向けた生産技術開発等を促進するための開発費用</p> <p>③補助金:499,560千円(約33,300千円(過去の実績平均)×15件(想定)) 事務費:440千円(審査委員謝金206千円、旅費234千円)</p> <p>④広島県内に事業所を有し、資本金の額又は出資の総額が100億円未満の会社及び個人、産業支援機関等</p>	<p>R8.1</p>	<p>R8.4以降</p>
<p>34</p> <p>⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p>	<p>保育施設等支援事業(価格高騰対策)</p>	<p>① 公道価格により経営を行っている保育施設等に対して、原油価格・物価高騰による光熱費や食材費などの高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援することにより、地域の医療・福祉基盤の維持を図る。</p> <p>② 保育施設等の原油価格・物価高騰による光熱費や食材費等の高騰分</p> <p>③ 補助金85,531千円全額に交付金を充当。(県内市町の所要額の積み上げ)(なお、補助単価は市町により異なる)</p> <p>④ 保育施設、放課後児童クラブ</p>	<p>R8.1</p>	<p>R8.4以降</p>

35	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童養護施設等支援事業(価格高騰対策)	① 公的価格により経営を行っている児童養護施設等に対して、物価高騰による光熱費等の高騰の影響を緩和するため。 ② 光熱費等の価格高騰分 ③ 【補助単価】児童養護施設等:6.0千円/人、母子生活支援施設:7.9千円/施設【対象期間】R8.1月～R8.3月【積算方法】児童養護施設等:6,000円×606人(入所者数見込)=3,636千円/母子生活支援施設:7,900円×4施設=32千円 ④ 児童養護施設等、母子生活支援施設	R8.1	R8.4以降
36	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	薬局支援事業(価格高騰対策)(1)	① 公的価格により経営を行っている薬局に対して、物価高騰による光熱費等の高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援する。 ② 各施設の光熱費、燃料費高騰分 ③ 支援開始時(R4.12補正)に設定した補助単価にその後のインフレ率(※)を乗じて、今回補正の補助単価を設定 ※R4年度を100とした時のR8年度インフレ率:108.56% ④ 補助金30,620千円 ・薬局:20千円×1,531施設 ・令和4年の補助単価(県内の薬局を対象とした調査の結果から設定)をベースに、診療報酬改定率を減算したインフレ率を乗じることにより算出 ⑤ 県内の保険薬局	R8.1	R8.4以降
37	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所等支援事業(価格高騰対策)(1)	① 安定的な介護サービスの提供体制を維持するため、社会情勢の変化により生じた原油価格・物価高騰による光熱費や食材費などの高騰の影響を緩和することを目的とし、価格高騰による影響額の一部を支援する市町が行う事業に要する経費に対し補助を行う。 ② 光熱費や食材費など ③ 補助金:165,230千円(県内21市町の所要額(3か月分)の積み上げ)(なお、補助単価は市町により異なる) ④ 介護サービス事業所・施設(約8,000事業所)	R8.1	R8.4以降
38	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関支援事業(価格高騰対策)(1)	① 公的価格により経営を行っている医療機関等に対して、物価高騰による光熱費等や食材費などの高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援する。 ② 各施設の光熱費高騰分、食料費高騰分 ③ 支援開始時(R4.12補正)に設定した補助単価(年間)にその後のインフレ率(※)を乗じて、今回補正の補助単価を設定 ※R4年度を100とした時のR8年度インフレ率:108.56% 【光熱費】 支援額(補助単価): ・病院:12千円/病床 @12千円*33,415病床 =400,980千円 ・有床診療所:163千円/施設 @163千円*142施設 =23,146千円 ・無床診療所(歯科診療所含む):41千円/施設 @41千円*3,782施設 =155,062千円 ・歯科技工所:8.7千円/施設 @8.7千円*472施設 =4,106.4千円 ・あんま・はり・きゅう・柔道整復師:7.6千円/施設 @7.6千円*1,539施設 =11,696.4千円 【食料費】 ・病院:5.5千円/病床 @5.5千円*33,415病床=183,782.5千円 ・有床診療所:5.5千円/病床 @5.5千円*2,064病床=11,352千円 ④ 病院、有床診療所、無床診療所、施術所、歯科技工所	R8.1	R8.4以降
39	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所等支援事業(価格高騰対策)(1)	① 安定的な障害福祉サービスの提供体制を維持するため、物価高騰による光熱費や食材費などの高騰の影響を緩和することを目的とし、価格高騰による影響額の一部を支援する市町が行う事業に要する経費に対し補助を行う。 ② 光熱費や食材費など ③ 補助金:33,372千円(全額交付金を充当、県内20市町の所要額の積み上げ)(なお、補助単価は市町により異なる) ④ 障害福祉サービス事業所・施設(約4,000事業所)	R8.3	R8.4以降
40	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	かき養殖再生産緊急支援事業(1)	① 社会情勢の変化により生じたかき養殖業経営体への物価高騰対策として、資材等価格の高止まりかつ、自然環境の変化によるかきへい死により経営環境が悪化している中でも、事業再構築に向けて取り組む経営体に対して、生産量を確保するために新たに必要となった養殖の準備に係る経費を市町及び漁業協同組合と協同して支援し、かき養殖業経営体の安定化を図る。 ② かき養殖業経営体に対する補助に要する経費 ③ No41と合算 かき筏4,000台×500千円=2,000,000千円 ④ かき養殖業経営体	R8.2	R8.4以降
41	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	かき養殖再生産緊急支援事業(2)	① 社会情勢の変化により生じたかき養殖業経営体への物価高騰対策として、資材等価格の高止まりかつ、自然環境の変化によるかきへい死により経営環境が悪化している中でも、事業再構築に向けて取り組む経営体に対して、生産量を確保するために新たに必要となった養殖の準備に係る経費を市町及び漁業協同組合と協同して支援し、かき養殖業経営体の安定化を図る。 ② かき養殖業経営体に対する補助に要する経費 ③ No40と合算 かき筏4,000台×500千円=2,000,000千円 ④ かき養殖業経営体	R8.2	R8.4以降
42	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	文書館運営費(物価高騰等に伴う指定管理施設の管理運営費上昇分)	① 社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ② 物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③ 「企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」を基に物価変動の比較を行い、次の計算方法により管理運営費への影響額を算出。 改定前管理運営費97,169千円×(「令和6年度企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」105.300÷「令和3年度企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」100.575-1)=4,564千円 当該指定管理施設は、所管課が複数の局にまたがる複合施設であるため、各面積率に応じ管理運営費を按分する。 4,564千円×文書館按分率12.3%=561千円 ④ 指定管理者	R7.4	R8.3
43	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理施設物価高騰対策事業(体育施設)	① 社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ② 物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③ 「企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局)「諸サービス」「建物サービス」 ④ 広島県総合グラント	R7.4	R8.3

44	①推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独 事業	広島県公立大学法人 委託費高騰臨時対策事業	① 社会情勢における物価高騰を背景とした委託費高騰により、法人の大学運営に影響が生じていることから、県立大学として教育、研究、社会貢献に継続して取り組めるよう、委託費高騰分について支援する。 ② 物価高騰に伴う委託費上昇影響額 ③ 影響額＝R7委託契約費-R6委託契約費 ・影響額 2,693千円(対象委託契約 3件) ※物価高騰の影響を受けたものに限る ④ 広島県公立大学法人(県立広島大学、敬啓大学)	R7.4	R8.3
45	⑨中小企業等に 対するエネルギー 価格高騰対策支 援	中小企業省エネルギー設備導入支援事業	① 中小企業に対し、省エネ設備等の導入に係る経費を補助することで、エネルギー価格高騰の負担軽減を図る。 ② 省エネ設備等の導入補助金、事務局経費 ③ 補助金 500,000千円(5,000千円×100件)、事務局経費:48,000千円 ④ 県内中小企業	R8.3	R8.4以降
46	⑤省エネ家電等 への買い換え促 進による生活者支 援	スマートハウス普及促進事業 (物価高騰対策支援)	① 断熱窓改修支援を実施することにより、物価高騰の影響を受ける家庭のエネルギー費用の負担軽減を図る。 ② 補助金860,000千円 (補助金原資810,000千円、事務費50,000千円) ③ 9万円/戸×9,000件 ④ 県内住宅で国庫補助金(先進的窓リノベ2026事業)の交付を受けたもの	R8.3	R8.4以降
47	①推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独 事業	県民文化センター管理運営費(物価高騰等に伴う 指定管理施設の管理運営費上昇分)	① 社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ② 物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③ 令和7年度委託料×(105.3(令和6年度企業向けサービス価格指数÷102.100(令和4年度企業向けサービス価格指数)-1) ④ 県民文化センター(広島、ふくやま)	R7.4	R8.3
48	①推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独 事業	広島県立文化芸術ホール管理運営事業(物価高 騰等に伴う指定管理施設の管理運営費上昇分)	① 社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ② 物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③ 令和7年度委託料×(105.300(令和6年度企業向けサービス価格指数÷99.100(令和2年度企業向けサービス価格指数)-1) ④ 広島県立文化芸術ホール	R7.4	R8.3
49	①推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独 事業	縮景園・美術館管理運営事業(物価高騰等に伴う 指定管理施設の管理運営費上昇分)	① 社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ② 物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③ 令和7年度委託料×(105.300(令和6年度企業向けサービス価格指数÷100.575(令和3年度企業向けサービス価格指数)-1) ④ 広島県立美術館・縮景園	R7.4	R8.3
50	①推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独 事業	自然公園等指定管理施設管理費(物価高騰等に 伴う指定管理施設の管理運営費上昇分)	① 公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ② 物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③ 広島県立県民の森: 令和7年度委託料×(105.3(令和6年度企業向けサービス価格指数÷99.100(令和2年度企業向けサービス価格指数)-1) 広島県立もみのき森林公園: 令和7年度委託料×(105.3(令和6年度企業向けサービス価格指数÷102.100(令和4年度企業向けサービス価格指数)-1) 牛小屋高原公園施設 令和7年度委託料×(105.3(令和6年度企業向けサービス価格指数÷102.100(令和4年度企業向けサービス価格指数)-1) ④ 指定管理施設 ・広島県立県民の森:(株)アグリヒバゴン ・広島県立もみのき森林公園:(もみのき森林公園管理グループ) ・牛小屋高原公園施設:樹恐羅漢	R7.4	R8.3
51	⑦医療・介護・保 育施設、学校施 設、公衆浴場等 に対する物価高騰 対策支援	薬局支援事業(価格高騰対策)(2)	① 公的価格により経営を行っている薬局に対して、物価高騰による光熱費等の高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援する。 ② 各施設の光熱費、燃料費高騰分 ③ 補助金21,462千円 ・薬局:14千円×1,533施設 ・令和4年の補助単価(県内の薬局を対象とした調査の結果から設定)をベースに、診療報酬改定率を減算したインフレ率を乗じることにより算出 ④ 県内の保険薬局	R8.3	R8.4以降
52	⑦医療・介護・保 育施設、学校施 設、公衆浴場等 に対する物価高騰 対策支援	介護サービス事業所等支援事業(価格高騰対策) (2)	① 安定的な介護サービスの提供体制を維持するため、社会情勢の変化により生じた原油価格・物価高騰による光熱費や食料費などの高騰の影響を緩和することを目的とし、価格高騰による影響額の一部を支援する市町が行う事業に要する経費に対し補助を行う。 ② 光熱費や食料費など ③ 補助金:153,828千円(県内21市町の所要額(2か月分)の積み上げ)(なお、補助単価は市町により異なる) ④ 介護サービス事業所・施設(約8,000事業所)	R8.3	R8.4以降

53	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関支援事業(価格高騰対策)(2)	<p>①公的価格により経営を行っている医療機関等に対して、物価高騰による光熱費等や食材費などの高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援する。</p> <p>②各施設の光熱費高騰分、食材料費高騰分</p> <p>③支援開始時(R4.12補正)に設定した補助単価(年間)にその後のインフレ率(※)を乗じて、今回補正の補助単価を設定 ※R4年度を100とした時のR8年度インフレ率:108.56%</p> <p>支援額(補助単価):</p> <p>【光熱費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院:8.1千円/病床 @8.1千円*33,443病床 = 270,888.3千円 ・有床診療所:109千円/施設 @109千円*142施設 = 15,478千円 ・無床診療所(歯科診療所含む):27千円/施設 @27千円*3,772施設 = 101,844千円 ・歯科技工所:5.8千円/施設 @5.8千円*472施設 = 2,737.6千円 ・あんま・はり・きゅう・柔道整復師:5.1千円/施設 @5.1千円*1,539施設 = 7,848.9千円 <p>【食材料費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院:3.7千円/病床 @3.7千円*33,443病床=123,739.1千円 ・有床診療所:3.7千円/病床 @3.7千円*2,064病床=7,636.8千円 <p>④病院、有床診療所、無床診療所、施術所、歯科技工所</p>	R8.3	R8.4以降
54	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業所等支援事業(価格高騰対策)(2)	<p>①安定的な障害福祉サービスの提供体制を維持するため、物価高騰による光熱費や食材費などの高騰の影響を緩和することを目的とし、価格高騰による影響額の一部を支援する市町が行う事業に要する経費に対し補助を行う。</p> <p>②光熱費や食材費など</p> <p>③補助金:32,649千円(全額交付金を充当、県内16市町の所要額の積み上げ)(なお、補助単価は市町により異なる)</p> <p>④障害福祉サービス事業所・施設(約4,000事業所)</p>	R8.3	R8.4以降
55	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	地方独立行政法人広島県立病院機構光熱費等高騰対策事業(臨時対応)(1)	<p>①社会情勢における燃料価格高騰を背景とした光熱費等の高騰により、県立病院の運営に大きな影響が生じており、持続的・安定的に政策医療・不採算医療を提供するためにも、光熱費・食材料費等の高騰分について支援する。</p> <p>②燃料・食材価格等高騰分</p> <p>③影響額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)光熱水費(電気代):94,509千円 (イ)光熱水費(ガス代):33,447千円 (ウ)光熱水費(A重油代):8,012千円 <p>上昇単価(※)×対象期間の使用見込量 ※各月における実績と過去の実績(3年平均)との差額</p> <ul style="list-style-type: none"> (エ)食材料費:57,532千円 <p>1床当たりの支給額×許可病床数 (オ)委託費・材料費:254,610千円</p> <p>実績と過去実績との差額</p> <p>④広島県立病院機構(広島病院・二葉の里病院・安芸津病院)</p>	R7.4	R8.4以降
56	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	地方独立行政法人広島県立病院機構光熱費等高騰対策事業(臨時対応)(2)	<p>①社会情勢における燃料価格高騰を背景とした光熱費等の高騰により、県立病院の運営に大きな影響が生じており、持続的・安定的に政策医療・不採算医療を提供するためにも、光熱費・食材料費等の高騰分について支援する。</p> <p>②燃料・食材価格等高騰分</p> <p>③影響額</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)光熱水費(電気代):94,509千円 (イ)光熱水費(ガス代):33,447千円 (ウ)光熱水費(A重油代):8,012千円 <p>上昇単価(※)×対象期間の使用見込量 ※各月における実績と過去の実績(3年平均)との差額</p> <ul style="list-style-type: none"> (エ)食材料費:57,532千円 <p>1床当たりの支給額×許可病床数 (オ)委託費・材料費:254,610千円</p> <p>実績と過去実績との差額</p> <p>④広島県立病院機構(広島病院・二葉の里病院・安芸津病院)</p>	R7.4	R8.3
57	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業	<p>①物価上昇の影響がある中でも、障害福祉サービス事業所等が必要なサービスを円滑に継続できるよう補助を行う。</p> <p>②訪問系サービスにおける移動費用や災害発生時に必要な設備・備品費用など</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金:268,666千円(介護事業所等に対するサービス継続支援事業の予算額を介護保険事業所等数と障害福祉サービス等事業所数で按分し算出。) ・補助に係る事務を行う会計年度任用職員 人件費等:3,995千円(対象外経費341千円を除く) ・支払業務委託費:26,956千円 <p>④障害福祉サービス事業所・施設(約3,300事業所)</p>	R8.3	R8.4以降
58	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	健康福祉センター指定管理者支援事業(物価等高騰対策事業)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局) 起点:令和2年一令和7年改訂 当初委託金額31,277千円×105.3/99.1=33,233千円</p> <p>④交付施設:広島県健康福祉センター(指定管理施設)</p>	R7.4	R8.3

<p>59</p> <p>①推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業</p>	<p>指定管理施設光熱費高騰対策事業(視覚障害者情報センター運営委託費)</p>	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局) 起点:令和2年→令和7年改訂 当初委託金額38,048千円×105.3/99.1=40,428千円 40,428千円-38,048千円=2,380千円 ※交付金充当 ④広島県立視覚障害者情報センター</p>	<p>R7.4</p>	<p>R8.3</p>
<p>60</p> <p>①推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業</p>	<p>指定管理施設光熱費高騰対策事業(スポーツ交流センター運営委託費)</p>	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局) 起点:平成27年→令和7年改訂 当初委託金額173,834千円×105.3/94.65=193,393千円 193,393千円-173,834千円=19,559千円 ※交付金充当 ④スポーツ交流センター</p>	<p>R7.4</p>	<p>R8.3</p>
<p>61</p> <p>①推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業</p>	<p>指定管理施設光熱費高騰対策事業(障害者リハビリテーションセンター運営委託費)</p>	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③平成26年度経費×(平成27年度→令和7年度までのインフレ率※)-平成26年度経費 ※診療報酬の改定を考慮済 [(3,337,067,000円×1.0825×9/12(R7.4~R7.12)+(3,337,067,000円×1.0915×3/12(R8.1~R8.3))]-3,337,067,000円=282,816,000円(千円未満切捨て) ※交付金充当 ④広島県立総合リハビリテーションセンター(スポーツ交流センターを除く)</p>	<p>R7.4</p>	<p>R8.3</p>
<p>62</p> <p>①推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業</p>	<p>指定管理施設光熱費高騰対策事業(福山若草育成園運営委託費)</p>	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③平成26年度経費×(平成27年度→令和7年度までのインフレ率※)-平成26年度経費 ※診療報酬の改定を考慮済 [(736,543,000円×1.0825×9/12(R7.4~R7.12)+(736,543,000円×1.0915×3/12(R8.1~R8.3))]-736,543,000円=62,422,000円(千円未満切捨て) ※交付金充当 ④広島県立福山若草園</p>	<p>R7.4</p>	<p>R8.3</p>
<p>63</p> <p>①推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業</p>	<p>指定管理施設光熱費高騰対策事業(松陽寮運営委託費)</p>	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③平成26年度経費×(平成27年度→令和7年度までのインフレ率※)-平成26年度経費 ※障害福祉サービス報酬の改定を考慮済 [(1,499,566,000円×1.0756×9/12(R7.4~R7.12)+(1,499,566,000円×1.0819×3/12(R8.1~R8.3))]-1,499,566,000円=115,729,000円(千円未満切捨て) ※交付金充当 ④広島県立松陽寮</p>	<p>R7.4</p>	<p>R8.3</p>
<p>64</p> <p>①推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業</p>	<p>指定管理施設光熱費高騰対策事業(広島県聴覚障害者センター)</p>	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局) 起点:令和2年→令和7年改訂 当初委託金額28,326千円×105.3/99.1=30,098千円 30,098千円-28,326千円=1,772千円 ※交付金充当 ④広島県聴覚障害者センター</p>	<p>R7.4</p>	<p>R8.3</p>
<p>65</p> <p>①推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業</p>	<p>広島県立広島がん高精度放射線治療センター光熱水費等高騰対策事業</p>	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。 ②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額 ③計算方法:(令和4年度経費×(令和5年度→令和7年度までのインフレ率)(※))-令和4年度経費 ※出典:IMF-World Economic Outlook Databases [(471,803,390×1.0767×9/12(R7.4~R7.12)+(471,803,390×1.0856×3/12(R8.1~R8.3))]-471,803,390 =37,237,000(千円未満切捨て) 2,262,000+843,000=3,105,000 ④広島県立広島がん高精度放射線治療センター</p>	<p>R7.4</p>	<p>R8.3</p>
<p>66</p> <p>⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備</p>	<p>中小企業等の計画的経営改善応援補助事業</p>	<p>①物価高騰や人手不足などの厳しい経営環境の中、生産性向上による賃上げに向けた環境整備を含む事業計画を定めて、デジタルを活用した省力化等の経営改善に取り組む意欲的な事業者を支援することにより、経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化につなげる。 ②事業計画を策定する県内事業者等に対し、計画目標の達成に必要な経費 ③ ●補助金:775,000千円(=一般型(通常枠)500千円×200件、一般型(デジタル枠)1,500千円×200件、経営革新計画活用型(通常枠)2,500千円×50件、経営革新計画活用型(デジタル枠)5,000千円×50件) ●事務費:46,564千円(対象外経費を含まない。(会計年度任用職員の保険料諸収入:350千円)) ④県内に事業所を有する中小・小規模事業者等</p>	<p>R8.3</p>	<p>R8.4以降</p>

67	⑥中小企業・小規模事業者の買上げ環境整備	中小企業付加価値向上環境整備事業	<p>①県内中小企業における県内外への販路開拓・拡大や、現場改善等を通じた生産性向上の取組による付加価値向上を支援する。</p> <p>② (1) 県内中小企業における県内外への販路開拓・拡大や、現場改善等を通じた生産性向上の取組による付加価値向上を支援 (2) 適切な価格転嫁による県内企業の取引の円滑化を支援</p> <p>③ (1) ・商談スキルアップや技術提案力向上への理解促進支援 セミナー開催費: 7,200千円 ・販路開拓や生産性向上につながる専門家による伴走支援 委託費: 55,000千円 ・販路開拓や生産性向上に向けた実践の場の提供支援 委託費: 417,500千円 ・事務費: 45,900千円 (2) ・企業間取引の円滑化支援 委託費: 34,122千円 ・実態調査 委託費: 3,300千円 ・事務費 人件費(会計年度任用職員1名12ヵ月)5,095千円 旅費: 483千円 ④付加価値額向上を目指す県内中小企業</p>	R8.2	R8.4以降
68	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	トラック運送事業者の人手不足・物価高騰対策支援事業	<p>①2024年問題などを背景とした人手不足や物価高騰に直面している県内トラック運送事業者に対して、ドライバーの働きやすい職場環境の整備、燃費向上による輸送コストの負担軽減に資するエコタイヤ等の導入に向けた取組を支援する。</p> <p>②県内中小トラック運送事業者への支援金及びトラック協会事務費</p> <p>③ 【人材確保に向けた環境整備支援】 ●女性ドライバーの働きやすい環境整備: 300,000千円(=4,500千円×100件×補助率2/3) ●暑熱・寒冷対策を目的とした設備導入: 100,000千円(=750千円×200件×補助率2/3) 【エコタイヤ等導入支援】 ●車両保有台数50両以下: 280,000千円(=600千円×700件×補助率2/3) ●車両保有台数51両以上: 36,000千円(=900千円×60件×補助率2/3) 【事務費】 17,800千円(トラック協会間取) ④県内中小トラック運送事業者</p>	R8.3	R8.4以降
69	⑥中小企業・小規模事業者の買上げ環境整備	小規模事業者等支援体制強化事業	<p>①県内小規模事業者等が抱える経営課題を効果的かつ効率的に解決し、生産性の向上による買上げに向けた環境整備につなげるため、県内商工団体によるDX推進を始めとした計画的な経営支援体制の強化のための取組を支援する。</p> <p>②県内商工団体によるDX推進を始めとした計画的な経営支援体制の強化に必要な経費</p> <p>③ 【県内商工団体におけるDX推進に必要な経費】 ●補助金: 49,000千円(=1,000千円×49団体) 【より高度な経営課題へ対応できる経営指導員等の育成に必要な経費】 ●補助金: 5,000千円(=2,500千円×2団体) ④県内商工団体</p>	R8.3	R8.4以降
70	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	産業技術交流センター管理運営費(物価高騰等に伴う指定管理施設の管理運営費上昇分)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③ ・「企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」を元に物価変動の比較を行い、次の計算方法により管理運営費への影響額を算出。 改定前管理運営費97,169千円×(「令和6年度企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」105.300÷「令和3年度企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」100.575-1)=4,564千円 ・当該指定管理施設は、所管課が複数の局にまたがる複合施設であるため、各面積率に応じ管理運営費を按分する。 4,564千円×産業技術交流センター按分率48.8%=2,228千円 ④指定管理者</p>	R7.4	R8.3
71	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	「おいしい! 広島」農林水産物給食等提供事業	<p>①県内小中学校において、県産農林水産物を提供し、食料品の物価高騰により影響を受けている学校給食を充実するとともに、児童・生徒への動画教材等を活用し、県産農林水産物の魅力や、生産者のこだわりを伝えるなど、地産地消の取組を推進することで、子供達の地域への愛着心の醸成を図り、県産農林水産物の消費拡大につなげる。</p> <p>②県内市町等を対象に、小中学校における様々なメニューを通じた県産農林水産物の提供 県産農林水産物の魅力や生産者のこだわりを伝える食育教材の作成・配付等</p> <p>③食材費(和牛肉・水産物・野菜等): 391,000千円(@1,670円/人/年) 食育教材作成・配付経費(副教材・動画): 37,500千円 事務費: 5,100千円(会計任用職員人件費等)</p> <p>④交付対象者: 県内小中学校の児童・生徒、教職員等</p>	R8.3	R8.4以降
72	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営生産体質強化改善緊急支援事業	<p>①飼料価格の高止まりや、自給飼料生産に必要な資機材の価格高騰等が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、その影響額の一部を支援することにより、畜産経営の安定化を図る。</p> <p>②ア畜産経営体が負担する国の配合飼料価格安定制度積立金の一部を支援 イ生産費の大部分を占める飼料費の一部を支援 ウ自給飼料生産機械等の購入費の一部を支援</p> <p>③ア全畜種 400円/トン×48万トン=192,000千円 イ 搾乳牛(酪農) 35,000円/頭×6,600頭=231,000千円 育成牛(酪農) 17,500円/頭×2,400頭=42,000千円 肥育牛(和牛) 31,000円/頭×7,000頭=217,000千円 繁殖牛(和牛) 22,000円/頭×5,000頭=110,000千円 ウ 購入費の1/2 5,000千円/件×30件=150,000千円 エア〜ウに係る事務費2,000千円 ④畜産経営体</p>	R7.4	R8.4以降

73	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業金融対策費(1)	<p>①社会情勢の変化により生じたかき養殖業経営体への物価高騰対策として、資材等価格の高止まりかつ、かきへい死により経営環境が悪化している中でも、事業再構築に向けて取り組む経営体が利用できる運転資金の利子補給を行い、その事業資金調達の円滑化を図る。</p> <p>②かき養殖業経営体への運転資金の融資に対する利子補給</p> <p>③No74と合算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率 1.85%以内 ・貸付上限額 50,000千円 ・貸付融資枠上限 30億円 ・利子補給額見込額824,840千円 × 1/2(半額補助) = 412,420千円 <p>④かき養殖業経営体</p>	R8.1	R8.4以降
74	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業金融対策費(2)	<p>①社会情勢の変化により生じたかき養殖業経営体への物価高騰対策として、資材等価格の高止まりかつ、かきへい死により経営環境が悪化している中でも、事業再構築に向けて取り組む経営体が利用できる運転資金の利子補給を行い、その事業資金調達の円滑化を図る。</p> <p>②かき養殖業経営体への運転資金の融資に対する利子補給</p> <p>③No73と合算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率 1.85%以内 ・貸付上限額 50,000千円 ・貸付融資枠上限 30億円 ・利子補給額見込額824,840千円 × 1/2(半額補助) = 412,420千円 <p>④かき養殖業経営体</p>	R8.1	R8.3
75	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁場基盤改良事業費	<p>①社会情勢の変化により生じた漁業経営体への物価高騰対策として、水産庁の「高水温等によるカキへい死被害への政策パッケージ」に基づき、物価高騰等の影響により加工需要が低迷しているかき殻を地域資源として活用し、市町や漁業者団体が底質の悪化等により生産性が低下している漁場の環境改善を行う取組を支援し、漁業経営体の経営安定化を図る。</p> <p>②市町や漁業者団体に対する補助に要する経費</p> <p>③8,188,625千円(※) × 8団体 = 65,509千円 ※1団体当たりの平均補助金額</p> <p>④県内沿海市町、漁業者団体</p>	R8.3	R8.4以降
76	⑪推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	栽培漁業センター運営費(物価高騰等に伴う指定管理施設の管理運営費上昇分)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③企業向けサービス価格指数を元に物価変動の比較を行い、次の計算方法により改定後の管理費用を算出し、当初管理費用との差額を根拠とした。</p> <p>改定後管理費用: 改定前管理委託料 × 企業向けサービス価格指数の上昇率</p> <p>④指定管理者</p>	R7.4	R8.3
77	⑪推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	緑化センター管理費(物価高騰等に伴う指定管理施設の管理運営費上昇分)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③企業向けサービス価格指数を元に物価変動の比較を行い、次の計算方法により改定後の管理費用を算出し、当初管理費用との差額を根拠とした。</p> <p>改定後管理費用: 改定前管理委託料 × 企業向けサービス価格指数の上昇率</p> <p>④指定管理者</p>	R7.4	R8.3
78	⑪推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理施設における物価高騰対策(みよし公園)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③「企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局)の「諸サービス」の「建物サービス」を指標とし、物価変動の指標値が前回改定時から3%以上変動した場合に差額分を計算し、金額の算定を行う。</p> <p>※132,176千円(前回改定時から3%以上指標値が変動した場合に再算定した額) - 124,394千円(前回改定時の額) = 7,782千円</p> <p>④みよし公園指定管理者</p>	R7.4	R8.3
79	⑪推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理施設における物価高騰対策(びんご運動公園)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③「企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局)の「諸サービス」の「建物サービス」を指標とし、物価変動の指標値が前回改定時から3%以上変動した場合に差額分を計算し、金額の算定を行う。</p> <p>※187,529千円(前回改定時から3%以上指標値が変動した場合に再算定した額) - 176,488千円(前回改定時の額) = 11,041千円</p> <p>④びんご運動公園指定管理者</p>	R7.4	R8.3
80	⑪推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理施設における物価高騰対策(港湾施設)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③物価高騰によるR7納付金の見直し(減額)分のうち、県に帰属する額9,954千円</p> <p>1. 広島観音マリーナ 当初19,000千円・見直し後18,863千円(2=1,068千円(端数切捨、残額の1,068千円は広島市に帰属))</p> <p>2. 広島地域マリーナ施設 当初94,000千円・見直し後83,424千円-3,400千円=7,176千円(残額の3,400千円は広島市に帰属)</p> <p>3. 福山地域マリーナ施設 当初15,200千円・見直し後13,490千円=1,710千円</p> <p>④指定管理施設(1.広島観音マリーナ、2.広島地域マリーナ施設、3.福山地域マリーナ施設)</p>	R7.4	R8.3
81	⑪推奨事業メ ニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理施設における物価高騰対策(県営住宅)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③「企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局)の「諸サービス」の「建物サービス」を指標とし、物価変動の指標値が前回改定時から3%以上変動した場合に差額分を計算し、金額の算定を行った。</p> <p>(改定前管理費用 × 「企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」の上昇率)</p> <p>※6,819千円(前回改定時から3%以上指標値が変動した場合に再算定した額) - 6,182千円(前回改定時の額) = 637千円</p> <p>④フジビルメンテナンス(株)、県営平成ヶ浜住宅</p>	R7.4	R8.3

82	①推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独 事業	図書館運営費(物価高騰等に伴う指定管理施設 の管理運営費上昇分)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、 公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、 契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③「企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」を元に物価変動の比較を行い、次の計算方法により管理運営費への影響額を算出。 改定前管理運営費97,169千円×(「令和6年度企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」105.300÷「令和3年度企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」100.575-1)=4,564千円 ・当該指定管理施設は、所管課が複数の局にまたがる複合施設であるため、各面積率に応じ管理運営費を按分する。 4,564千円×産業技術交流センター按分率38.9%=1,775千円 うち図書館98.9%~1,755千円</p> <p>④指定管理者</p>	R7.4	R8.3
83	①推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独 事業	生涯学習センター運営費(物価高騰等に伴う指定 管理施設の管理運営費上昇分)	<p>①社会情勢の変化により生じた労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰により、 公の施設の指定管理者の事業継続に影響が生じていることから、価格転嫁の円滑化と安定したサービス水準の確保を図るため、 契約後の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動を踏まえた指定管理者への支援を行う。</p> <p>②物価・労務費等高騰に伴う管理運営費への影響額</p> <p>③「企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」を元に物価変動の比較を行い、次の計算方法により管理運営費への影響額を算出。 改定前管理運営費97,169千円×(「令和6年度企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」105.300÷「令和3年度企業向けサービス価格指数」の「建物サービス」100.575-1)=4,564千円 ・当該指定管理施設は、所管課が複数の局にまたがる複合施設であるため、各面積率に応じ管理運営費を按分する。 4,564千円×産業技術交流センター按分率38.9%=1,775千円 うち生涯学習センター1.1%~20千円</p> <p>④指定管理者</p>	R7.4	R8.3
84	⑥中小企業・小規 模事業者の買上 げ環境整備	買上げ環境整備に向けた設備投資支援事業	<p>①県内中堅・中小企業に対し、生産性向上のための設備投資や創エネ関連の設備投資に係る経費を助成することで、物価高騰の影響を軽減し経営の安定化を図る。</p> <p>②生産性向上に資する設備投資費用、創エネ関連の設備投資費用</p> <p>③助成金:487,785千円(約23,500千円(過去の実績平均)×20社(想定))+17,785千円※過去実績からの物価上昇を加味して加算) 人件費:10,653千円(会計年度任用職員員の経費。対象外経費を含まない。(会計年度任用職員員の保険料諸収入:910千円)) 事務費:1,582千円</p> <p>④県内中堅・中小企業</p>	R8.3	R8.4以降